

議案第六号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

第一条 港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表十一の八の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同表十九の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。
別表二十の項から五十二の項までを次のように改める。

二十 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、営業許可申請手数料	七千二百円	許可申請のとき。
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理	五千百円	更新申請のと

<p>調理された食品を販売する営業の許可の申請に對する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>第二十一条 食品衛生法第五十五条 第一項及び食品衛生法の施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に對する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>第二十二条 食品衛生法第五十五条 第一項及び食品衛生法の施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に對する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>第二十三条 食品衛生法第五十五条 第一項及び食品衛生法の施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に對する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>
<p>された食品を販売する営業許可更新申請手数料</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料</p>
<p>九千六百円</p>	<p>九千六百円 四千八百円</p>	<p>四千八百円</p>	<p>二万千円 一万五百円</p>
<p>き。</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>

<p>二十七 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品</p>	<p>二十六 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく特別 牛乳搾取処理業の許可 の申請に対する審査（ 卸売市場内の営業を除 く。）</p>	<p>二十五 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく乳処 理業の許可の申請に対 する審査（卸売市場内 の営業を除く。）</p>	<p>二十四 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく集乳 業の許可の申請に対す る審査（卸売市場内の 営業を除く。）</p>	<p>く。）</p>
<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可更新 申請手数料</p>	<p>乳処理業許可更新申請手数料</p>	<p>集乳業許可更新申請手数料</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>
<p>二万千円</p>	<p>一万五百円 二万千円</p>	<p>一万五百円 二万千円</p>	<p>四千八百円 九千六百円</p>	<p>九千六百円</p>
<p>許可申 請のと</p>	<p>許可申 請のと 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと 更新申 請のと き。</p>

<p>衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食肉 処理業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>二十八 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食品 の放射線照射業の許可 の申請に対する審査（ 卸売市場内の営業を除 く。）</p>	<p>二十九 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく菓子 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>三十 食品衛生法第五十 五 条第一項及び食品衛 生法施行令第三十五 条 の規定に基づくアイスク リーム類製造業の許</p>
<p>食肉処理業許可更新申請手 数料</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請 手数料 食品の放射線照射業許可更新 申請手数料</p>	<p>菓子製造業許可更新申請手 数料</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可 申請手数料 アイスクリーム類製造業許可 更新申請手数料</p>
<p>一万五百円</p>	<p>二万千円 一万五百円</p>	<p>一万四千円 七千円</p>	<p>一万四千円 七千円</p>
<p>き。 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと き。 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと き。 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと き。 更新申 請のと き。</p>

<p>可の申請に対する審査 除（卸売市場内の営業を 除く。）</p>	<p>三十一 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく乳製 品製造業の許可の申請 に對する審査（卸売市 場内の営業を除く。）</p>	<p>三十二 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく清涼 飲料水製造業の許可の 申請に對する審査（卸 売市場内の営業を除く。）</p>	<p>三十三 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食肉 製品製造業の許可の申 請に對する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>
	<p>乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手 数料</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手 数料 清涼飲料水製造業許可更新申 請手数料</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手 数料 食肉製品製造業許可更新申請 手数料</p>
	<p>二万 千円 一万 五百 円</p>	<p>二万 千円 一万 五百 円</p>	<p>二万 千円 一万 五百 円</p>
<p>き。</p>	<p>許可申 請のと き。更 新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと き。更 新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと き。更 新申 請のと き。</p>

<p>三十七 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく食用</p>	<p>三十六 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく液卵 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>三十五 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく氷雪 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>三十四 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく水産 製品製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>
<p>食用油脂製造業許可更新申請 料 食用油脂製造業許可申請手数料</p>	<p>液卵製造業許可更新申請手数料 料 液卵製造業許可更新申請手数料</p>	<p>氷雪製造業許可更新申請手数料 料 氷雪製造業許可更新申請手数料</p>	<p>水産製品製造業許可更新申請 料 水産製品製造業許可更新申請 手数料</p>
<p>一万五千円 二万円</p>	<p>一万二千三百円 六千円</p>	<p>一万五千円 二万円</p>	<p>一万六千円 八千円</p>
<p>許可申請 の更新 申請</p>	<p>許可申請 の更新 申請</p>	<p>許可申請 の更新 申請</p>	<p>許可申請 の更新 申請</p>

<p>四十 食品衛生法第五十 五条 第一項及び食品衛 生法施行令第三十五條 の規定に基づく豆腐製 造の許可の申請に対 する審査（卸売市場内 の営業を除く。）</p>	<p>三十九 食品衛生法第五 十五條 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 條の規定に基づく酒類 製造の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>三十八 食品衛生法第五 十五條 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 條の規定に基づくみそ 又はしょうゆ製造業の 許可の申請に対する審 査（卸売市場内の営業 を除く。）</p>	<p>油脂製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>
<p>豆腐製造業許可更新申請手 数料</p>	<p>酒類製造業許可更新申請手 数料</p>	<p>みそ又はしょうゆ製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>手数料</p>
<p>一万四千円 七千円</p>	<p>一万六千円 八千円</p>	<p>一万六千円 八千円</p>	<p>一万六千円</p>
<p>許可の申請 更新の申請 申請のとき</p>	<p>許可の申請 更新の申請 申請のとき</p>	<p>許可の申請 更新の申請 申請のとき</p>	<p>許可の申請 申請のとき</p>

<p>四十四 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく複合</p>	<p>四十三 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づくそう ざい製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>	<p>四十二 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく麺類 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>	<p>四十一 食品衛生法第五 十五 条 第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく納豆 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場 内の営業を除く。）</p>
<p>複合型そうざい製造業許可更 新手数料</p>	<p>そうざい製造業許可更新申請 手数料</p>	<p>麺類製造業許可更新申請手数 料</p>	<p>納豆製造業許可更新申請手数 料</p>
<p>三万五千二百円 二万三千三百円</p>	<p>一万五百円 二万千円</p>	<p>一万四千円 七千円</p>	<p>一万四千円 七千円</p>
<p>許可申 請の申 き。更 新申</p>	<p>許可申 請の申 き。更 新申</p>	<p>許可申 請の申 き。更 新申</p>	<p>許可申 請の申 き。更 新申</p>

<p>四十七 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく漬物 製造業の許可の申請に 対する審査（卸売市場</p>	<p>四十六 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく複合 型冷凍食品製造業の許 可の申請に対する審査 （卸売市場内の営業を 除く。）</p>	<p>四十五 食品衛生法第五 十五 条第一項及び食品 衛生法施行令第三十五 条の規定に基づく冷凍 食品製造業の許可の申 請に対する審査（卸売 市場内の営業を除く。）</p>	<p>型そうざい製造業の許 可の申請に対する審査 （卸売市場内の営業を 除く。）</p>
<p>漬物製造業許可更新申請手数料 六千百円</p>	<p>複合型冷凍食品製造業許可更 新申請手数料</p>	<p>冷凍食品製造業許可更新申請 手数料</p>	<p>新申請手数料</p>
<p>一万二千三百円</p>	<p>二万三千三百円</p>	<p>一万六千円 八千円</p>	
<p>許可申 請のと 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと 更新申 請のと き。</p>	<p>許可申 請のと 更新申 請のと き。</p>	<p>許可の と き。</p>

五十二 削除	五十一 削除	<p>五十 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に對する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>四十九 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に對する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>四十八 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に對する審査（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>内の営業を除く。）</p>
		<p>添加物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>食品の小分け業許可更新申請手数料</p>	<p>食品の小分け業許可更新申請手数料</p>	<p>密封包装食品製造業許可更新申請手数料</p>
		<p>二万千円</p>	<p>七千円</p>	<p>一万四千元</p>	<p>一万六千元</p>
		<p>許可申請のとき更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき更新申請のとき</p>

別表六十七の項を次のように改める。

六十七	削除
-----	----

別表六十七の二の項及び六十七の三の項を削り、同表六十八の項を次のように改める。

六十八	削除
-----	----

第二条 港区保健衛生事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表十一の四の項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同表十一の六の項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同表十一の八の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同表十二の四の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表十三の五の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表十三の六の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表十一の八の項の改正規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）並びに次項及び付則第三項の規定 令和三年六月一日

三 第二条の規定 令和三年八月一日

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。）内の営業を除く。）を行っている者が、当該許可に係る営業を引き続き行うために、同表の第二欄に掲げる営業（卸売市場内の営業を除く。）に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「改正後の食品衛生法」という。）第五十五条第一項の許可の申請を行う場合における第一条の規定による改正後の港区保健衛生事務手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる改正後の条例別表の規定中次の表の第四欄に掲げる額は、同表の第五欄に掲げる額とする。

飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	十九の項	一万六千円	八千円
飲食店営業又は臨時飲食店営業	飲食店営業又は臨時飲食店営業	飲食店営業又は臨時飲食店営業	十九の項	四千七百元	二千三百円
	そうざい製造業		四十三の項	二万千円	一万五百円

<p>食店営業に限る。)</p>	<p>飲食店営業(自動販売機によるものに限る。)</p>	<p>喫茶店営業(自動販売機によるものを除く。)</p>	<p>喫茶店営業(自動販売機によるものに限る。)</p>	<p>菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)</p>		<p>菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。)</p>
<p>食店営業に限る。)</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</p>	<p>飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</p>	<p>飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)</p>	<p>菓子製造業 食品の小分け業</p>	<p>飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。)</p>
	<p>二十の項</p>	<p>十九の項</p>	<p>二十の項</p>	<p>十九の項</p>	<p>二十九の項 四十九の項</p>	<p>十九の項</p>
	<p>七千二百円</p>	<p>一万六千円</p>	<p>七千二百円</p>	<p>一万六千円</p>	<p>一万四千元 四千七百元</p>	<p>四千七百元</p>
	<p>五千百円</p>	<p>八千円</p>	<p>五千百円</p>	<p>八千円</p>	<p>七千円</p>	<p>二千三百円</p>

魚介類販売業	食肉製品製造業	食肉販売業（自動販売機によるものを除く。）	食肉処理業	集乳業	乳製品製造業	特別牛乳搾取処理業	乳処理業	アイスクリーム類製造業	菓子製造業	食品の小分け業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるもの	
十九の項	四十九の項	三十三の項	二十一の項	二十七の項	二十四の項	三十一の項	二十六の項	二十五の項	三十の項	十九の項	四十九の項	二十九の項
一万六千円	一万四千円	二万千円	九千六百元	二万千円	九千六百元	一万四千円	二万千円	二万千円	二万千円	一万四千円	一万六千円	一万四千円
八千円	七千円	一万五百円	四千八百元	一万五百円	四千八百円	七千円	一万五百円	一万五百円	七千円	八千円	七千円	七千円

しょうゆ製造業		みそ製造業	マーガリン又はショートニング製造業		食用油脂製造業	氷雪製造業		乳酸菌飲料製造業	清涼飲料水製造業	食品の放射線照射業	食品の冷凍又は冷蔵業	魚肉練り製品製造業	魚介類競り売り営業				
造業	食品の小分け業	みそ又はしょうゆ製造業	食品の小分け業	食品の小分け業	食用油脂製造業	氷雪製造業	清涼飲料水製造業	乳製品製造業	清涼飲料水製造業	食品の放射線照射業	食品の小分け業	冷凍食品製造業	食品の小分け業	水産製品製造業	魚介類競り売り営業	を除く。)	
	三十八の項	四十九の項	三十八の項	四十九の項	四十九の項	三十七の項	三十五の項	三十二の項	三十一の項	二十五の項	三十二の項	二十八の項	四十九の項	四十五の項	四十九の項	三十四の項	二十三の項
	一万六千円	一万四千元	一万六千円	一万四千元	一万四千元	二万四千元	二万四千元	二万四千元	二万四千元	二万四千元	二万四千元	二万四千元	二万四千元	一万六千円	一万四千元	一万六千円	二万四千元
	八千円	七千円	八千円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	七千円	八千円	七千円	八千円	一万五百円

3

第一条の規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和二年東京都条例第七十一号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号）第七条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業（卸売市場内の営業を除く。）を行っている者が、当該許可に係る営業を引き続き行うために、同表の第二欄に掲げる営業（

添加物製造業	添加物製造業	五十の項	二万円	一万五百円
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	四十八の項	一万六千円	八千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
そうざい製造業	そうざい製造業	四十三の項	二万円	一万五百円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
めん類製造業	麺類製造業	四十二の項	一万四千円	七千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
納豆製造業	納豆製造業	四十一の項	一万四千円	七千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円
豆腐製造業	豆腐製造業	四十の項	一万四千円	七千円
	酒類製造業	三十九の項	一万六千円	八千円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	四十八の項	一万六千円	八千円
	食品の小分け業	四十九の項	一万四千円	七千円

卸売市場内の営業を除く。）に係る改正後の食品衛生法第五十五条第一項の許可の申請を行う場合における改正後の条例別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる改正後の条例別表の規定中次の表の第四欄に掲げる額は、同表の第五欄に掲げる額とする。

つけ物製造業	漬物製造業		四十七の項	一万二千三百円	六千百円
	食品の小分け業	食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	食品の小分け業	四十三の項	二万千元	一万五百円
	食品の小分け業	食品の小分け業	四十九の項	一万四千元	七千円
調味料等製造業	密封包装食品製造業		四十八の項	一万六千元	八千円
	水産製品製造業		三十四の項	一万六千元	八千円
魚介類加工業	食品の小分け業		四十九の項	一万四千元	七千円
	液卵製造業		三十六の項	一万二千三百円	六千百円

(説明)

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の施行による食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部改正に伴い営業許可業種が見直されるとともに、食品製造業等取締条例を廃止する条例(令和二年東京都条例第七十一号)の施行により食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第百十一号)が廃止されることのほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年

法律第六十三号)の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和二年政令第二百二十八号)の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するため、本案を提出いたします。